

平成 2 8 年度第 3 回関東支社入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成 2 9 年 3 月 1 日 (水) 東日本高速道路(株) 関東支社会議室	
委員	堀田昌英 (東京大学大学院教授)、加藤一誠 (慶應義塾大学教授)、 山本康友 (首都大学東京客員教授)、奥野滋 (弁護士)、 笠井修 (中央大学法科大学院教授)、石原正貴 (弁護士)	
審議対象期間	平成 2 8 年 8 月 1 日～平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日	
抽出案件	総件数	5 件 (備考)
一般競争入札		1 件
条件付一般競争入札		1 件
指名競争入札		1 件
随意契約		0 件
調査等		1 件
業務委託		0 件
物品・役務		1 件
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答
	(別紙のとおり)	(別紙のとおり)
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし。	

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回 答
I. 前回委員会コメントに対する補足説明	
<p>・意見等なし</p>	
II. 入札・契約手続きの運用状況等の報告	
<p>「工事等契約状況」</p> <p>・意見等なし</p> <p>「競争参加資格停止等の運用状況」</p> <p>・意見等なし</p> <p>「競争参加資格取消・保留の運用状況」</p> <p>・意見等なし</p> <p>「一次苦情・一次説明の処理状況」</p> <p>・意見等なし</p>	
III. 入札審査等の結果報告及び審議	
<p>「工事の入札手続きの事前審査及び入札審査の実施状況」</p> <p>①低入札価格調査について、調査対象となった者が辞退する時期もあったが、現在はどのような傾向か。</p> <p>また、調査の実施率は上昇していることについて、どのように考えているか。</p>	<p>①他支社も含めて、施工体制確認を行っている工事において低入札となった場合に、施工体制確認の時点で辞退する傾向が多い。</p> <p>今回については、電気工事等の入札前価格交渉を実施した工事において低入札が多かったものと考えている。</p>
IV. 抽出事案の審議	
<p>(1) 一般競争入札方式</p> <p>【東京外かく環状道路東名ジャンクションランプシールドトンネル・地中拡幅（南行）工事】</p>	
<p>①今後も、技術難易度が高い工事においては、国交省のガイドラインを準用した入札方式を採用することがあるのか。</p> <p>②本工事は施工体制確認型の適用除外とした理由を説明願いたい。</p>	<p>①本方式は、可能な工法が複数存在する状況にあるなか広く提案を求め、最適な調達を行うために採用した方式であり、今後も、工事のテーマ・状況等によって有利であれば採用することがある。</p> <p>②本工事においては、それぞれの提案内容に応じた施工体制の考え方について、技術交渉のな</p>

意見・質問	回 答
<p>③今後、人件費が上昇すると直接工事費を縮減する傾向になることが考えられる。そして、スケールメリットが働き、規模が大きいほどコストが安くなり、これに基づく技術の価格が安くなって、独占性が強くなるのではないか。</p> <p>④本工事においては、技術評価点が最も高い者の価格を契約制限価格としているため、例えば、最も技術評価点の高い者の提案が、非常に費用がかかることが予想されていたとしても、その価格が契約制限価格に設定されることとなるが、オーバースペックを防ぐ方法は考えられるか。</p> <p>⑤本工事の概算金額は650億円とあるが、これは、積算によって算出した金額か。また、それを基準に見積り金額（約360億円）の妥当性を判断するのか。</p> <p>⑥本工事において採用された工法は、事前に行われた技術開発において検討された工法を採用しているのか。</p>	<p>かでその確認を行うこととしている。</p> <p>③本工事においては、資材の調達については市中から調達している。一方、セグメントの調達については、グループ会社間の取引で価格を下げしており、必ずしも技術の独占性があるとは考えていない。</p> <p>④本工事のように、提案された技術について、学識経験者の意見を踏まえ、適正な技術と価格の妥当性のバランスを考慮して採用する仕組みが考えられる。</p> <p>⑤650億円は、学識経験者の委員会において開発された技術を採用した場合の金額（一部、積算を用いて算出）であるが、同委員会からの提言を受けて、より合理的な技術提案を求めた結果、最も優れた技術提案の見積り金額が約360億円であったものである。</p> <p>⑥本工事においては、既存の工法でも実施可能という学識経験者の意見を踏まえ、技術開発で開発された技術は採用していない。</p>
<p>（２）条件付一般競争入札方式 【東京外環自動車道 市川北 IC～市川南 IC 間照明設備工事】</p>	
<p>①本工事の概算金額9.4億円に対して、契約制限価格が約1.6億円となった理由について説明願いたい。</p>	<p>①概算金額は過去の工事の実績から算出した金額である。本工事は、トンネル構造の関係上、灯具や金具等が各メーカーで異なることから、入札前価格交渉方式を採用しており、その結果、契約制限価格が約1.6億円となった。</p>

意見・質問	回 答
<p>②本工事は、総合評価落札方式／工事実績評価型なので施工計画立案能力は適又は不適（9点か0点）で評価し、工事実績を主に評価するという方法も考えられる。施工計画立案能力の評価の考え方について説明願いたい。</p> <p>③『入札前価格交渉の見積書の金額を超過』により無効となっている者がいるが、これはどういうことか。</p>	<p>②施工計画立案能力は技術提案とは異なり、施工にあたっての安全に対する留意点が適切かどうかについて5段階で評価するものである。法令違反等があれば「不適」ということもある。なお、工事実績評価型の簡易型として、施工計画立案能力を求めない方法を導入したところである。</p> <p>③最終見積書に記載された交渉対象項目の金額は、最終見積書を超えない限り入札時に変更ができるものとしており、最終見積書に記載された額を1項目でも超える場合には、当該入札者が行った入札は無効としている。（最終見積を超える金額で入札書を提出されると不調となるおそれがあるため）</p>
<p>（3）指名競争入札方式（拡大型） 【京葉道路 市原管内CCTV設備工事】</p>	
<p>①本工事は、手続きに誤りがあったため入札手続きを1度取り止め再公告を行っているが、詳細に説明願いたい。</p> <p>②指名業者数が当初公告時と再公告時で差があるが、この理由について説明願いたい。</p>	<p>①競争参加者から提出してもらうために、配布した様式（データ）に過去の工事（本工事との関連性はなし）のデータが誤って入力された状態になっており、競争参加資格者に誤解を与えるおそれがあるため手続きを取り止め再公告を行った。</p> <p>②当初公告と再公告では公告を行った年度が異なるため、求める施工実績の年度も異なることから、対象業者数に差がある。</p>
<p>（4）調査等 【京葉道路（渋滞対策）本町高架橋拡幅設計検討業務】</p>	
<p>①浜町高架橋拡幅設計検討業務では5社が技術提案書要請者として選定されているが、この理由について説明願いたい。</p>	<p>①基本的には上位3社を選定しているが、浜町高架橋拡幅設計検討業務においては合計点数の5番目の点数が高レベルであったため5社を選定したものである。</p>

意見・質問	回 答
<p>②何点以上は5社を選定するというルールがあるのか。</p> <p>③技術力ということであれば、選定時の『配置技術者の経験及び能力』の点数で選定者数の基準を定める方法もある。点数によって選定者数を変えるのであれば、透明性確保の観点から、何らかの客観的な基準を定めておいたほうが良いと考える。</p>	<p>②点数によって選定者数を定めた基準はない。本業務は他の業務と比べて相対的に点数が高かったため5社を選定したものである。</p> <p>また、プロポーザル方式においては、最終的に見積業者を特定する際は技術力での競争となる。本業務は、技術提案書要請者選定の段階では点数が拮抗していたため5社を選定し、見積業者特定の段階で総合的に評価を行うこととしたものである。</p> <p>③検討して参りたい。</p>
<p>(5) 物品・役務 【出力サービス提供業務】</p>	
<p>①グループ会社を含めて全体で一括発注を行う理由について説明願いたい。</p> <p>②本業務の総合評価方式を「除算方式」とした理由について説明願いたい。</p> <p>③これから設置する箇所については、機種や台数の変更されることもあるのか。</p>	<p>①出力サービス提供業務については、約5年前に初めてNEXCO東日本単体で全社分を一括して契約を行ったところである。その結果、それ以前に比べて、約15%程度の経費削減が図られたこと、また、発注事務手続きの効率化の観点から、本業務においてはグループ会社も対象としたものである。</p> <p>②当社の内規(契約事務処理要領)に基づき「除算方式」としたものである。</p> <p>③最適配置の実施・見直しを行い、必要に応じて台数の増減を行うこととなる。また、複合機の新機種により業務効率化や経費削減が図られる場合には、機種を見直すこともある。</p>

意見・質問	回答
Ⅲ. 審議結果の報告	
<p>①抽出案件1においては、先進的な事例を導入し、デザインビルド方式における課題等について有識者会議を設けて、課題等が顕在化しないような取組を行っているとのことであったが、デザインビルド方式は、この他にも様々な実施方法があることから、引き続き課題解決のためにノウハウの蓄積に努めてもらいたい。</p> <p>②抽出事案4において、プロポーザル方式における技術提案書類の要請者の選定で3者から5者を選定しているが、これに関する客観的な基準として内規等でのルール化について検討願いたい。</p> <p>③入札前価格交渉方式を採用しているにもかかわらず低入札が頻発している状況は、同方式の妥当性が問われる可能性があることから、入札前価格交渉時の見積金額の妥当性の検証について、検討願いたい。</p>	